

労働保険適用徴収業務について
《事務・事業説明資料》

労働保険適用徴収業務概要

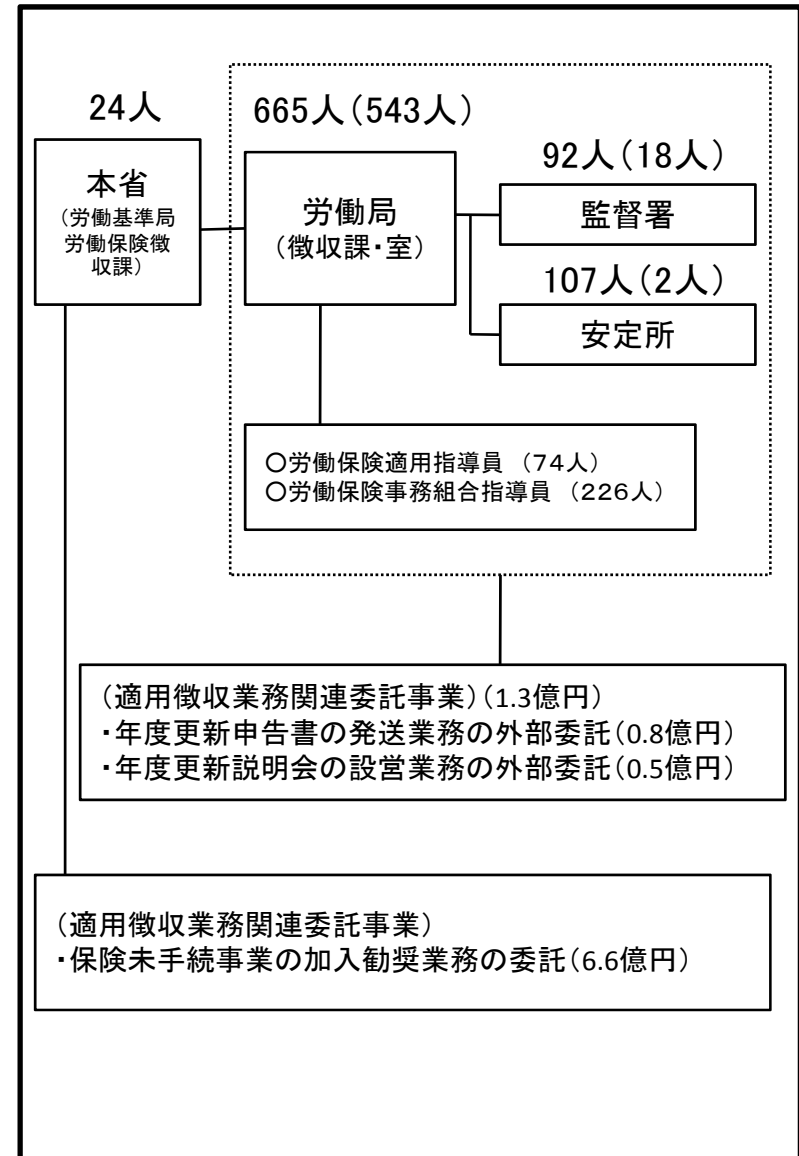
《基礎データ》

	常勤職員(非常勤職員)		予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む	
	22年度	21年度	22年度	21年度
本省	24人 (0人)	25人 (0人)	14.9億円 (うち2.4億円)	17.2億円 (うち2.4億円)
労働局	665人 (543人)	703人 (472人)	201.8億円 (うち72.8億円)	199.5億円 (うち73.6億円)
監督署	92人 (18人)	92人 (12人)	9.5億円 (うち9.2億円)	9.0億円 (うち8.8億円)
安定所	107人 (2人)	107人 (2人)	10.6億円 (うち10.3億円)	10.5億円 (うち10.1億円)
収納額			3兆2,574億円	2兆6,012億円

《主な事務・事業》

	人員	予算額
適用徴収業務	1,451人	229.0億円 (うち報奨金 123.2億円)
委託事業	-	7.8億円
システム関連	-	63.2億円

《組織図》



労働保険制度(労災保険・雇用保険)の適用徴収の概要

適用対象事業

原則として労働者を一人以上雇用する全ての事業に適用(個人事業主を含む)

適用事業数: 約295万事業 ⇔ 厚生年金保険制度 : 約175万事業所(22年1月末)
(うち5人未満 労働保険 約172万事業 厚生年金保険 約96万事業(21年9月))

徴収方法

広範な適用事業から効率的に保険料を徴収するため、簡便な手続方法を採用

➡ 年度更新手続

- ・ 原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付
- ・ 1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出

労働保険事務組合

中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体(※)に委託できる制度(労働保険事務組合制度)を運営

※ 中小企業団体(商工会、事業協同組合)などのほか、社会保険労務士が代表となっている団体など

※ 労働保険料の納付率が95%以上の事務組合に対して、報奨金を交付(123億円(22年度予算))

<交付要件> 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る保険料額の95%以上が納付されている場合

<報奨金額> 【納付した保険料総額 × 2.5%】 + 【委託事業数 × 定額(※7,200円(加重平均))】

労働保険適用徴収業務の概要

- 【行政目的】1. 全ての適用事業に労働保険への加入手続を採らせること(適用促進)
2. 適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること(適正徴収)

《適用促進》 適用対象事業所の約97%が労働保険に加入

(※平成18年事業所・企業統計調査と平成21年度適用事業所数から推計)

- 未手続事業の把握 : 行政機関間の連携などにより、未手続事業を把握
ex. 日本年金機構 : 社会保険・労働保険の適用事業所データの突合
国交省 : タクシー・トラック業者に係る許認可・監査時の相互通報制度の運用
- 加入勧奨の実施 : 未手続事業に対し、労働保険の加入手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)

《参考》加入勧奨件数 : 延べ約12万6千件
加入勧奨による未手続事業の解消 : 約4万4千事業
※年間新規成立件数 約23万件 年間廃止件数 約23万9千件 (いずれも平成21年度実績)

《適正徴収》 約2兆6,012億円を収納: 収納率97.0%(暫定)(平成21年度)

- 事業主の申告・納付 : 年度更新手続きに係る事業所への周知・説明、保険料の申告書の受理、内容審査、保険料の収納
- 納付期限までに行わない場合 : 行政が職権をもって以下のとおり対応
 - ・算定基礎調査: 未申告事業所、保険料の過少申告の事業所等を実地調査し、職権により保険料額を決定
 - ・督促 : 期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施
 - ・滞納処分 : 督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施

《参考》・収納率の推移 : 97.0%(21年度) ← 97.6%(20年度) ← 97.9%(18年度)

(参考: 厚生年金 98.4%(20年度) ← 98.7%(19年度) ← 98.7%(18年度)

国税 95.2%(20年度) ← 95.6%(19年度) ← 95.4%(18年度))

※国税庁統計年報より労働保険徴収課において算出(徴収決定額に占める収納済額の割合)

・労働保険料徴収100円当たり^に要するコスト : 約1.03円(22年度予算) (参考: 国税 約1.71円(20年度実績))

労働保険の保険料徴収の流れ(概要)

※数値は平成21年度

厚生労働省、都道府県労働局等

平成21年度収納額:約2兆6012億円

年度更新手続(6月1日~7月10日)

- ※ 一定の場合は分割納付も可能
- 申告書送付(外部委託) : 約167万枚
- 説明会の開催(設営を外部委託) : 1,605件
- 申告書の受付・審査、保険料収納
- 年間総納付件数 : 約267万件

算定基礎調査

件数 : 約4万8千件

督促状発行 : 約31万件・約482億円
 納付督促 : 約59万件
 領収額 : 約188億円

滞納処分

差押等件数 : 約2万件
 差押等金額 : 約68億円



申告・納付
(約2兆2,811億円)

申告・納付 (約3,201億円)

労働保険事務組合(10,288組合)

◎モデルケース

委託事業数:約127事業
 取扱保険料額:約3,100万円
 報奨金額:約120万円(22年度予算額を基に算出)

↑ ↑ ↑ ↑ 委託

委託事業場(約131万事業【約44.4%】)

個別手続事業場
(約164万事業【約55.6%】)

※【】内は全適用事業総数に占める割合

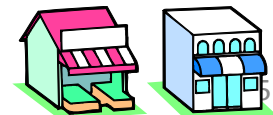
◎モデルケース

従業員数:約20人
 賃金総額:約8,480万円
 保険料額:約139万円



◎モデルケース

従業員数:3人
 賃金総額:約1,490万円
 保険料額:約24万円



これまでの改革及びその効果

《総人件費改革に基づく職員の削減》

- 平成19年度から平成22年度の4年間で、業務の外部委託・非常勤化により **定員131名・人件費約4.1億円を削減。**

＜主な取り組み内容＞

- 労働保険適用事業場への年度更新申告書の発送業務(20年度から)等の外部委託化【1.3億円】
- 申告書のOCR入力業務(22年度から)、成立届等の入力業務(20年度から)等の非常勤化【1.5億円】

《事務経費の見直し》

- 随意契約の見直し 予定価格が100万円以上の調達案件については、原則、一般競争入札により実施(※21年度調達件数 129件のうち旧レガシーシステムに係る賃貸借契約等の随意契約は32件(約25%))
- 業務システム(労働保険適用徴収システム)のオープン化(汎用性のあるシステムの構築)を実施(システムの保守運用経費 平成20年度 57億円 → 平成22年度 41億円)
- 広報経費 媒体の見直し等により削減 (平成20年度 3.2億円 → 平成22年度 2.2億円)

《社会保険と労働保険の徴収事務の一元化》

- 労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の期限を統一(平成19年法改正、平成21年度より実施)
- 各種届出の一括受付の実施
- 事業主に対する説明会、算定基礎調査の共同実施